

今後の監視・監督の対応について

I ガイドライン作成の方針

1. 番号法¹に基づくガイドライン作成の必要性

- 番号制度は、行政事務運営の効率性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。一方で、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点から、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合などへの懸念が示されてきた。

個人情報の適正な取扱いという観点からは個人情報保護法等²が整備されているが、これらに加え、番号制度においては、このような懸念に対して、個人番号の利用範囲や特定個人情報の提供制限その他の制度上の保護措置を定めるとともに、情報提供ネットワークシステムの使用などシステム上の安全措置を講ずることとしている。

- こうした中、現行の個人情報保護法制度では、個人情報取扱事業者、行政機関、独立行政法人及び地方公共団体の各主体ごとにガイドラインや通達、条例等（以下、「個人情報保護法ガイドライン等」という。）において個人情報保護のための措置がそれぞれ定められている。

また、個人番号利用事務等実施者からは、保護措置に対応し安全管理措置を講ずるためには、具体的にどの程度の対策を講ずるべきかについて一定の目安を示してほしいとの声が寄せられている。

- こうした状況を踏まえ、個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、個人情報保護法ガイドライン等の特例として番号法ガイドラインを作成することとしたい。

2. 番号法ガイドラインの基本的枠組み

(1) 番号法ガイドラインの根拠及び位置付け

- 番号法第 50 条（指導及び助言）、第 51 条（勧告及び命令）、第 52 条（報告及び立入検査）に基づく監視・監督事務を行うためのガイドラインを委員会告示³として定めることが適当と考えられる。

(2) 番号法ガイドラインの内容

- 個人番号利用事務実施者と個人番号関係事務実施者を区分し、番号法に定める特定個人情報の保護措置や安全管理措置に関し、個人番号利用事務等実施者の適正な取扱いを確保するために必要な対応について、具体的な項目やその内容を記述してはどうか。

¹ 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）

² 個人情報保護法等とは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律」をいう。

³ 個人情報保護法ガイドライン等の多くは、各省庁の告示と位置付けられている。

(3) 安全管理措置における技術的な項目の記述

- 番号制度導入に伴い、特定個人情報を取扱うシステムを構築、改修することが必要となるが、こうしたシステムについては個々に仕様や処理能力が異なっている。
- したがって、安全管理措置における技術的な項目に係る具体的で詳細なシステムの仕様等については、個人番号利用事務等実施者の判断に委ねることとし、番号法ガイドラインは定性的な記述としてはどうか。

3. 番号法ガイドライン制定のための体制及びスケジュール

- 番号法ガイドラインにおける安全管理措置等の項目については、技術的な知見を踏まえ実務に即して作成する必要があることから、専門家や実務経験者の参加を得て検討してはどうか。
- 番号法ガイドラインは平成 26 年内を目途に制定することを目指すこととするが、システムの構築、改修等に関する部分については、個人番号関係事務実施者の番号法導入に伴う準備作業に配慮し、秋口を目途に制定することとしたい。

II 個人情報取扱事業者等への報告徴求

- 個人情報の漏えい事件が発生した場合、個人情報保護法等に基づき、行政機関及び独立行政法人については総務大臣が、個人情報取扱事業者については各主務大臣が報告を求めている⁴（消費者庁は各主務大臣に対して、個人情報取扱事業者の漏えい事件について報告を求めている）。
また、番号制度導入後も、特定個人情報は個人情報に含まれることから、特定個人情報の漏えい事件が発生した場合、同様に総務大臣、各主務大臣は個人情報保護法等に基づき事故報告を受け取ることとなる。
- 地方公共団体における個人情報の漏えい事件については、統一的に把握する制度はない。また、個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者⁵に報告義務は課されていない。
- こうしたことから、膨大な数の個人番号利用事務等実施者からの報告の受理や確認、補正指示等の事務を効果的、効率的に行うためには関係省庁等への協力要請について検討する必要がある。

⁴ 平成 24 年度における、個人情報の漏えい等事案の件数は、行政機関が 818 件、独立行政法人が 1,816 件、個人情報取扱事業者が 319 件となっている。

⁵ 業務上取扱う個人情報が 5 千件以下の者で、個人番号取扱事業者の大半を占めると考えられる。

また、地方公共団体や個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に対する特定個人情報の漏えい事件発生時の報告徴求について検討する必要がある（番号法においては、地方公共団体や個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者に対する報告徴求権が定められている）。

（注）罰則の強化

個人情報保護法における個人情報取扱事業者に対する罰則の適用は、主務大臣からの是正命令違反や虚偽報告を行った場合である。

一方、番号法においては、特定個人情報保護の重要性に鑑み、個人番号取扱事業者は他の個人番号利用事務等実施者と同様に、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供したとき、不正な利益を図る目的で個人番号を提供、盗用したときには直接罰則の適用があるなど罰則が強化されている。